

札幌市産業振興センター条例の一部を改正する条例案

令和4年（2022年）5月23日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市産業振興センター条例の一部を改正する条例

札幌市産業振興センター条例（平成13年条例第36号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条中「企業活動を支える人材の育成、創業支援、企業の技術力の向上その他の産業の高度化の推進等を通じ、企業の新たな経済環境への適応及び産業の活性化」を「中小企業者及び小規模企業者への支援、新たな企業及び価値の創出、企業活動を支える人材の育成、企業が生み出す付加価値の向上に資する連携の促進等を通じ、市内事業者の社会経済環境への適応及び市内産業の活性化」に改める。
- (2) 第2条中第2号及び第3号を削り、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。
  - (1) 中小企業者及び小規模企業者への支援に関すること。
  - (2) 新たな企業及び価値の創出に関すること。
- (3) 第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「経営、技術等」を「経営等」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。
  - (4) 企業が生み出す付加価値の向上に資する連携の促進に関すること。
- (4) 第2条の2第2項中「スタートアップ・プロジェクトルーム（以下「スタートアップルーム」という。）及びクリエイティブルーム並びに」を「入居スペース及び」に、「、スタートアップルーム又はクリエイティブルーム」を「又は入居スペース」に改める。
- (5) 第2条の3第2項各号列記以外の部分中「スタートアップルーム」を「入居スペース」に改め、同項第1号中「掲げる者」を「掲げるもの」に改め、

同号ア中「スタートアップルーム」を「入居スペース」に改め、同号に次のように加える。

ウ 市内の事務所において事業を行う個人又は法人その他の団体であって、当該事業以外の新たな事業を開始しようとするもののうち、市長が別に定めるもの

エ 市外の事務所において事業を行う個人又は法人その他の団体であって、市内に事務所を設置しようとするもののうち、市長が別に定めるもの

オ 市外の事務所において事業を行う個人又は法人その他の団体であって、市内への事業進出に係る調査、検討等を行おうとするもののうち、市長が別に定めるもの

(6) 第2条の3第2項第2号中「団体であって、市内に主たる事務所を有する者が構成員となっているもののうち」を「個人又は法人その他の団体であって」に改め、同条第3項を削る。

(7) 第13条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせている場合で、当該指定管理者に係る指定の期間の満了後引き続き指定管理者の指定をしようとするときは、当該管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定にかかわらず、公募によることなく、当該管理を行っている団体に同条例第3条の規定による申込みを求めることができる。

(8) 別表 1 事務室、スタートアップルーム及びクリエイティブルームの表を別表 1 事務室及び入居スペースの表とし、別表 2 事務室、スタートアップルーム及びクリエイティブルーム以外の施設の表中

「

セミナールームB
セミナールームC

」を「

セミナールームB
セミナールームC
セミナールームD

」に、

セミナールームD	訓練・研修	1,650円	2,200円	2,200円	5,750円
	一般	3,300円	4,400円	4,400円	11,500円

を

防音ルームA	訓練・研修	850円	1,150円	1,150円	3,000円
防音ルームB	一般	1,700円	2,300円	2,300円	6,000円

に改め、同表を別表 2 事務室及び入居スペース以外の施設の表とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 別表 2 事務室、スタートアップルーム及びクリエイティブルーム以外の施設の表の改正規定 令和4年7月1日

##### (準備行為)

2 入居スペースに係る使用承認等の手続、利用料金の支払手続その他入居スペースを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 防音ルームA及び防音ルームBに係る使用承認等の手続、利用料金の支払手続その他防音ルームA及び防音ルームBを供用するために必要な準備行為は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

##### (経過措置)

4 この条例の施行の際現に改正前の第13条第3項の規定により読み替えて適用される第3条第1項の規定による承認を受けて改正前の第2条の2第2項のスタートアップ・プロジェクトルーム又はクリエイティブルーム（以下「旧入居スペース」という。）を使用しているものの当該旧入居スペースの使用については、なお従前の例による。

##### (理 由)

市内事業者の社会経済環境への適応及び市内産業の活性化を図るため、産業振興センターの設置目的及び事業内容を改め、スタートアップ・プロジェクトルームとクリエイティブルームを統合するほか、指定管理者の指定手続を非公募によることができるようにするための改正等を行うため、本案を提出する。